相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県南砺市野尻六二二番地三、最後の住所愛知県小牧市藤島二丁目一九八番地
被相続人　亡　齋藤　大輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十三日
名古屋市東区東桜一丁目一〇番二九号
パークサイドビル栄五階　栄パーク総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　尾関　充良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市長曽根町二一番地、最後の住所滋賀県彦根市長曽根町一番一九号
被相続人　亡　髙橋　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十三日
事務所滋賀県彦根市平田町五一七番地エンジョイ北清ビル二〇二号
相続財産管理人　司法書士　下堂　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県近江八幡市小船木町二四七番地、最後の住所滋賀県東近江市五個荘川並町二六八番地
被相続人　亡　後藤　初

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十三日
滋賀県彦根市船町二―一三大沢船町ビル二階たちばな法律事務所
相続財産管理人　弁護士　寺尾　博行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区東堀川通出水下る四町目一九四番地、最後の住所京都市北区北野東紅梅町六番地
被相続人　亡　永原小夜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十三日
事務所京都市伏見区深草大亀谷内膳町一九番地司法書士福井事務所内
相続財産管理人　司法書士　寺内　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市元町一一二四番地、最後の住所大阪府枚方市藤阪西町五番三―四〇一号
被相続人　亡　堀　啓一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十三日
大阪市北区西天満六丁目一番二号千代田ビル別館九階
相続財産管理人　弁護士　成田由岐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市須磨区天神町一丁目三番地、最後の住所兵庫県加古郡播磨町北野添二丁目一四番六号
被相続人　亡　十川　砂波

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十三日
兵庫県加古郡播磨町南大中三丁目一番六号
相続財産管理人　司法書士　大辻　要二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区千駄木五丁目二一二番地、最後の住所兵庫県尼崎市武庫の里一丁目一六番八―一〇一号
被相続人　亡　御澤　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十三日
事務所兵庫県尼崎市昭和通四丁目一一七番地エスティ尼崎ビル五〇二号
相続財産管理人　司法書士　本庄　晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県世羅郡世羅町大字甲山五三三番地四、最後の住所広島県尾道市御調町高尾一三四八番地六
被相続人　亡　沖　美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十三日
広島県尾道市平原一丁目二二番二号
相続財産管理人　﨑谷　亙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県熊毛郡平生町大字宇佐木六〇二番地、最後の住所広島県廿日市市串戸五丁目七番一五号
被相続人　亡　武内　章浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十三日
事務所広島県廿日市市可愛七番一四号
相続財産管理人　市村　徳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市平和通二丁目六番地九、最後の住所愛媛県松山市平和通二丁目六番地一六
被相続人　亡　黒田　紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十三日
事務所愛媛県松山市一番町一丁目一四番地七　フジコビルF　三F
相続財産管理人　岩本　直樹

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年二月十三日
静岡市駿河区さつき町五番一七号
株式会社静岡青果市場
代表取締役　山口　茂

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所
岡本　吉平　静岡市葵区常磐町一―四―三
市川　金一　静岡市葵区梅が島
小野田さつえ　静岡市駿河区池田七四八

株式の種類及び数
普通株式　四八〇株
〃　二五株
〃　四株

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県南宇和郡愛南町深浦一一一〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　青江　文久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十三日
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城四一七一番地一マイスターハウス一〇三号
相続財産管理人　司法書士　増本　園

無縁墳墓等改葬公告

善集寺境内墓地の整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年二月十三日
一、墳墓等所在地　徳島市川内町沖島二一一
一、墳墓等の名称　善集寺境内墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍すべて不詳
工藤利三郎、河村家先祖代々、本芳院●心縣●居士、宝珠院浄心智妙大姉、福川家之墓、永原家之墓地、助吉、篠原家之墓、精●院忠節道隆居士、島田家之墓、前川家之墓、布川家之墓、小川家之墓、英俊院修道義全居士、他不詳二基
一、改葬を行おうとする者　徳島市川内町沖島二一一　善集寺住職　平田　公成